# 会議録

会 議 の 名 称	第2回 枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会
開催日時	令和2年10月31日(土) 17時00分~17時35分
開催場所	枚方市役所 別館4階 特別会議室
出 席 者	相模太朗会長、服部純子副会長、小寺鐵也委員、秦康宏委員
欠 席 者	名賀亨委員
案 件 名	報告 (1)募集要項及び基本仕様書について(修正内容の報告等) 案件 (1)応募団体によるプレゼンテーションの実施について (2)プレゼンテーションの実施方法について (3)その他
出された資料等の 名 称	資料4確定 枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項 資料4-2 枚方市立総合福祉会館指定管理者募集要項 修正 内容一覧表 資料5確定 枚方市立総合福祉会館管理運営業務基本仕様書 資料5-2 枚方市立総合福祉会館管理運営業務基本仕様書 修正内容一覧表 資料13 枚方市立総合福祉会館の質疑回答表 資料14 枚方市立総合福祉会館申請団体一覧表 資料15 第3回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会プ レゼンテーションについて
決 定 事 項	申請団体(1団体)に対して、第3回の本委員会でプレゼンテーションを実施し、採点、合議、答申へと進めることを決定
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	_
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	健康福祉部 健康福祉総務課

#### 審議内容

会長

(開会午後5時)

それでは、ただいまから、第2回枚方市立総合福祉会館指定管理者選 定委員会を開会します。

まず、事務局から、委員の出席状況及び本日の進め方等について、説明をお願いします。

事務局

本日は5名中、4名の委員にご出席をいただいており、本日の会議が 成立している旨、ご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の委員会の次第を記した次第書と、内容を確定した資料4確定「募集要項」と、資料5確定「基本仕様書」、それから、その修正内容を記しました資料4-2「募集要項の修正内容一覧表」と、資料5-2「基本仕様書の修正内容一覧表」、資料13「枚方市立総合福祉会館の質疑回答表」その後ろに質疑回答表の別紙をお付けしています。次に、資料14「枚方市立総合福祉会館申請団体一覧表」、資料15「プレゼンテーションについて」、また、A4判ファイルに綴じた指定申請書一式の写しを置かせていただいており、今回、申請団体が1団体でございますので、1冊ございます。

あわせて、プレゼンテーションの際にご活用いただけるよう、参考資料1として、指定管理料の提案額について、参考資料2として、A3判の資料ですが、申請団体の提案内容の概略等を記した採点メモ、参考資料3として、前回お配りしたものと同じ資料ですが、資料6指定管理者選定基準に係る補足説明資料を配付しております。

それから、前回の委員会の会議録案については、後日Eメールで送付いたしますので、ご確認いただき、修正等があれば、11月7日の次回の会議までにご指示いただきたいと思います。

資料の不足等はございませんでしょうか。よろしくお願いします。

## 報告(1)「募集要項及び基本仕様書について」(修正内容の報告等)

会長

それでは、報告に移ります。

報告(1)「募集要項及び基本仕様書について」、修正した内容について説明をお願いします。

事務局

それでは、募集要項の修正内容について、ご説明します。

募集要項につきましては、第1回選定委員会でいただいたご意見について、事務局における修正を経て本市で決定し、公募を行ったものでございます。その内容を、本日、資料4 確定として、お配りしております。なお、本日の資料では、修正箇所について網掛け処理を行っており

ます。

資料4-2 修正内容一覧表をご覧ください。A4横長の資料です。 新旧対照表となっておりまして、表の右欄が修正前の内容、左欄が修 正後の内容でございます。修正箇所は2箇所ございます。

まず、募集要項1ページ施設概要につきまして、前回の委員会においてご意見等をいただいたことを踏まえ、地下駐車場の台数 28 台を追記したものでございます。

次に、募集要項別表3の「現行の管理運営体制」及び「令和3年度以降の管理運営体制」の下線部につきましては、事務局にて再度、確認を行った結果、修正させていただいた箇所でございます。

まず、「現行の管理運営体制」の「総合マネジメント業務」について、「土日祝は2人」との記載を追加しています。また「令和3年度以降の管理運営体制」の「総合マネジメント業務」の人数について、仕様書では人数を要件としていないため「業務遂行のための必要人員を配置」に修正しております。

次に、基本仕様書の修正内容について、ご説明します。

資料5-2 基本仕様書修正内容一覧表をご覧ください。こちらもA4横長の資料で、新旧対照表となっております。先程と同様に、左側、新のところを説明させていただきます。

まず、8ページですが、前回の委員会で委員からご意見がありました 地下駐車場に係る使用基準について、障害者等の専用駐車場として追記 しています。

2点目に、基本仕様書「別紙1 建築設備等保守点検作業要領」「5. 衛生管理」「③高度下水処理水(中水)の水質検査」について『「建設省住宅局の通達及び厚生省環境衛生局の通達基準」により、検査周期は4ヶ月以内に1回とし、』としていましたところを、確認を行った結果、「検査周期は2ヶ月以内に1回」であることから、修正させていただいたものでございます。なお、現状につきましては、現指定管理者において、2ヶ月以内に1回検査をしていることを確認しております。

3点目に、基本仕様書「別紙 2 清掃作業要領」「清掃基準(日常清掃)」 につきましては、現状の部屋名等にあわせて修正をしているものでございます。

4点目に、基本仕様書「別紙5 個人情報の保護に関する特記仕様書」 につきましては、「総合福祉会館の指定管理者基本協定書」を締結する際 に用いるものとして、再度確認を行った結果、不要部分の削除や適切な 文言に修正をしているものでございます。

募集要項、基本仕様書に係る資料修正内容の報告は、以上です。よろ しくお願いします。

ただいま、事務局から説明のあった内容について、委員の皆さんから ご意見等はありませんか。

会長

### <意見等なし>

会長

それでは、報告(1)「募集要項及び基本仕様書について」の修正内容 の報告はただいまのとおりとします。

## 案件(1)「応募団体によるプレゼンテーションの実施について」

会長

それでは、案件に移ります。

案件(1)「応募団体によるレゼンテーションの実施について」を議題 とします。

事務局から、まず、指定候補者の公募に際して実施された現地説明会 や質疑応答、また、申請団体及び基礎審査の状況について、説明をお願 いします。

事務局

それでは、現地説明会の開催状況並びに質疑の内容についてご報告させていただきます。

まず、現地説明会の開催状況ですが、9月15日の午前10時及び午後2時から開催いたしました。参加状況については、9団体13名の参加がございました。

次に、質疑の内容についてご報告させていただきます。

お手元の資料 13「枚方市立総合福祉会館の質疑回答表」をご覧いただけますでしょうか。

9月15日から23日までの質疑期間中に提出された118件の質疑を取りまとめた資料になります。

本日は時間等の都合もございますので、すべての質問と回答をご説明させていただくのではなく、主な質問等を抜粋してご紹介させていただき、その他については、説明を省略させていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

はじめに共通事項としまして、再委託先の情報や個別業務等の仕様、 収支、ノウハウ等に関する質疑につきましては、情報公開請求での対応 になり、その公開の可否については、枚方市情報公開条例の規定に基づ き、決定するとの回答としております。

また、質疑に対して、別紙での回答につきましては、質疑回答表の次 に添付しています。

はじめに、質疑回答表 NO. 3をご覧いただけますでしょうか。

「10. (4)過去3年間における修繕(内容及び金額)について、市及 び指定管理者がそれぞれ行った実績を開示して下さい。」との質問があ り、これに対し質疑回答表別紙1の内容で回答しています。

続きまして、ページをめくっていただいて、質疑回答表 NO. 7をご覧いただけますでしょうか。

「修繕費が総額 400 万円を超えた時の修繕は、発注も含め枚方市が行うのでしょうか。また、30 万円を超える修繕について、市が工事を発注するまでの流れを教えてください。」との質問があり、これに対し「指定管理者の判断において行う 1 件あたり 30 万円未満の修繕の総額が年間400 万円を超える場合も、リスク分担表において、負担者が指定管理者となっているものは指定管理料から支出することを基本としますが、別途協議します。市が行う 1 件あたり 30 万円以上の修繕については、緊急性や必要性等について指定管理者及び市関係部署と協議し実施時期等について決定します。」と回答しています。

続きまして、質疑回答表 NO. 25 をご覧いただけますでしょうか。

「事務所に設置している備品の中でパソコンや複合機がありませんが現指定管理者の備品となるとの理解で宜しいでしょうか」との質問があり、これに対し「指定管理者は、あらかじめ市と協議を行った上、任意に備品を調達・購入し、業務に供することができるものとします。指定管理者が任意調達した備品の指定管理終了時の取扱いについては、指定期間終了時に、指定管理者が自己の費用及び責任により撤去することとします。ただし、市が承認した場合は、この限りではありません。貸与備品一覧に記載している備品以外は事務用品を含め、指定管理者で用意してください。なお、貸室管理運営業務に係る施設予約システム管理運営において、パソコン(Windous10が正常に動く推奨スペック以上のもの)が少なくとも1台必要です。また、4階印刷室に、会館利用者用の輪転機及びコピー機の設置が必要です。これらは指定管理料に含んでいます。」と回答しています。

続きまして、質疑回答表 NO. 67 をご覧いただけますでしょうか。

「5.衛生管理 ③高度下水処理水(中水)の水質検査について。検査項目は、建築物衛生法に基づく雑用水の水質検査項目と考えてよろしいでしょうか。また、検査周期は4ヶ月以内に1回とありますが、2ヶ月ごとに1回でなくともよろしいのでしょうか。ご教示ください。」との質問があり、これに対し「2ヶ月以内毎に1回必要です。」と回答しており、先ほどご説明いたしましたとおり、基本仕様書を訂正しています。

続きまして、質疑回答表 NO. 101 をご覧いただけますでしょうか。

「「①常時3名以上の監視要員を配置することとし、監視要員の交代要員を配置し、巡回、水質管理及び日常清掃(別表記載)を適宜行うこと。」という記載がありますが、少なくとも4名の監視員を配置する必要があるという認識で宜しいでしょうか。また、管理責任者又は管理責任者以外の常勤職員は、監視業務に従事することは可能でしょうか。」との質問があり、これに対し「仕様のとおり、常時3名以上の監視要員の配置が必要です。管理責任者又は管理責任者以外の常勤職員は、監視業務に従事することは可能ですが、突発的なトラブル対応などで席を外す場合にも他の監視要員を適切に配置し常時3名以上を配置してください。」と回答しています。

続きまして、質疑回答表 NO. 108 をご覧いただけますでしょうか。

「現在の駐車場について一時貸利用ができる提案は可能なのでしょうか、ご教示ください。」との質問があり、これに対し「施設専用駐車場のため、一時貸利用の提案はできません。」と回答しています。

以上、主な質疑回答に関するご報告とさせていただきます。

次に、申請団体及び基礎審査の状況でございますが、これにつきましては資料 14 をご覧ください。申請書の受付期間を 9 月 28 日月曜日から 10 月 26 日月曜日 16 時までといたしましたところ、HUG共同事業体の 1 団体から申請がございました。

本市が求めた提出書類は全て用意されており、申請書類一式を受理しています。事務局において、必要書類が提出されているか、必要事項が記載されているか等の点検を行い、不備がないことを確認しています。

ここで、参考資料1指定管理料の提案額についてをご覧いただけますでしょうか。

前回の委員会でご説明した内容と一部重複する部分もございますが、 指定管理料提案額の取扱いについて、改めて、ご説明させていただきま す。

まず、指定管理料の額の得点化については、申請団体が提示する指定 管理料の合計額の内、最も低い額を提示したものを満点の 400 点とし、 その他の申請者については、資料に記載の計算式によって得点化を行う こととしております。

また、公募に際してまして、提案上限額、調査基準価格、数値的判断 基準を定めております。調査基準価格については、提案上限額の85%と しており、調査基準価格を下回る提案額での申請については、その提案 額により適正な業務履行が可能か否かについて、指定管理者選定委員会 において審査するものとしております。

また、数値的判断基準は、申請者の提案額の平均の85%としており、 その額を下回る提案額での申請があった場合は、失格としているもので す。

今回の申請におきましては、この調査基準価格、数値的判断基準を下回る額での提案はありませんでした。

次に、2. 申請団体の提案額と得点の表をご覧ください。今回は申請が1団体でしたので、1団体の指定管理料の提案額合計と得点を記載しています。提案額は840,405千円で400点となっております。

現地説明会、質疑回答、申請団体及び基礎審査の状況に係るご説明につきましては、以上でございます。

ただいまの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

前回もこのような共同事業体として申請されたのでしょうか。代表が

会長

A委員

枚方市社会福祉協議会で、構成団体に京阪ビルテクノサービス、マック スポーツとありますが、再委託の形もあると思いますが、前回もこうい う形なのか、今回初めてこういう共同体になったのでしょうか。

事務局

今回の申請は前回と異なり、ジョイントベンチャーとしての申請とな ります。今回、初めてです。

会長

それでは、申請のありました1団体について、次回の委員会でプレゼ ンテーションを行っていただくこととしたいと思いますが、ご異議あり ませんか。

## <異議なし>

## 案件(2)「プレゼンテーションの実施方法について」

会長

それでは、次に移ります。

案件(2)「プレゼンテーションの実施方法について」を議題とします。 事務局から、説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明します。

資料 15 第3回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会プレゼ ンテーションについてご覧ください。

まず、日時でございますが、11月7日土曜日、午後3時から、場所は、 枚方市立総合福祉会館4階 大研修室でございます。前回の委員会でお 伝えしていました場所は市役所別館の会議室でしたが、この日は市役所 が計画停電のため、総合福祉会館に変更となりますので、どうぞよろし くお願いします。

次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、 プレゼンテーションに入ります前に、採点方法についてご確認いただい た後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いた だいたうえで、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいてはど うかと考えております。

プレゼンテーションの時間でございますが、1団体につき、準備の時 間を除いて10分間、また、プレゼンテーション後に15分程度の質疑時 間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていた だいてはどうかと考えております。

なお、ここで、今後の日程につきまして、事務局からご相談させてい ただきたいことがございます。

本委員会の開催日程については、当初、全4回とご説明させていただ いておりましたが、今回については、申請団体が1団体ということを踏 まえまして、本来、第4回の委員会で予定をしております採点、合議、

答申について、この際、次回の第3回選定委員会のプレゼンテーション 後に行っていただいてはどうかと考えております。

なお、第3回にご答申いただきますと、第4回の委員会は開催しない ということになります。事務局としては、当日の委員会全体で、約2時 間程度と考えております。いかがでしょうか。

会長

第4回の開催予定日はいつでしたか。

事務局

11月12日を予定しています。

会長

ただいま、事務局から、第3回選定委員会でのプレゼンテーションついての説明とあわせて、今後の委員会の運営について説明がありました。これは、今回の申請団体が1団体ということもありまして、採点や集計にかかる時間を考慮しても、第3回の委員会において、その次の第4回に行う予定の内容を含めて行ってしまえるのではないかという提案だと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

### <異議なし>

会長

それでは、ご異議もないようですので、次回、第3回の委員会で、事務局から説明のあったとおりプレゼンテーションを行い、あわせて次回の第3回の委員会で採点を行った後、指定候補者について決定し、合議、答申まで行うこととします。

## 案件(3)「その他」

会長

それでは、次に移ります。

案件(3)「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局

その他としまして、本日、お配りしております参考資料について、ご 説明申し上げます。

まず、参考資料2としてお配りしております採点メモ、A3判の資料でございます。

これは、団体から提出された申請書にも添付されております事業計画 確認事項一覧をベースにした資料でございますが、この資料もご活用い ただきながら、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前採点 を行っていただくとともに、疑問点等につきましては、メモ書きするな どご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご 質問、ご確認に備えていただければと考えております。

なお、今回、申請団体は1団体でございますが、1団体であっても、 審査、採点は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどう か、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしくお願いいたします。

また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容につきましては、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせまして、よろしくお願いいたします。

次に、参考資料3としてお配りしております、「資料6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」でございますが、これは、前回の委員会でご確認いただきました資料6選定基準について補足説明させていただく資料です。前回の委員会での説明と重複いたしますこともあり、資料内容のご説明につきましては、勝手ではございますが、省略させていただきますが、ご参照いただければと存じます。説明は以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

B委員

参考資料2ですが、事業計画書の記載内容は、それぞれの事業所が挙げているもので、共同事業体としてのものではないと認識しました。例えば、確認事項等を見るのに、これ全部を総合して採点するものでしょうか。それぞれ分かれて明記されておりので、それぞれに対して評価が分かれたときの対処方法を教えて下さい。

事務局

事業計画書につきましては、事業所が書いたもので市として手を加えないということになっています。評価にあたっては総合的に評価を頂くことになります。疑念に思われることがある場合は、ヒアリングの時に総合的な観点として、どうお考えかということを申請団体に対してご確認いただければと思います。

B委員

福祉の部分、建物の部分、スポーツの部分で分担されていると思いますが、例えば、経営方針1では、どなたが答えらえるとか決まっていますでしょうか。

事務局

今回の申請の代表団体が社会福祉協議会となっています。代表ということで全体に共通したところ、柱となるところは、代表団体が答えることとなると考えております。

A委員

参考資料2の採点メモ A3判の事業計画書の記載内容欄について、これは事業計画書に記載された内容が転記されたものでしょうか。 それとも誰かが評価した文章でしょうか。

事務局

参考資料2採点メモ中の事業計画書に係る記載内容は、申請団体から

提出がありました事業計画の確認事項一覧という様式があり、そこに記載されているものをそのまま落とし込んでいます。

A委員

確認事項一覧はどこにありますか。

事務局

申請書ファイルの中に確認事項別紙1として記載されているものになります。

会長

その他、事務局からありますか。

事務局

本日お配りしています資料につきましては、お荷物になるかとは存じますが、お持ち帰りいただくか、私ども事務局からご自宅等へ郵送させていただくことも可能でございます。

なお、次回の委員会の際には、本日の資料が必要となりますので、お持ちいただくか、着払伝票を用意しておりますので、11月6日(金)必着で事務局まで郵送いただきますようお願いします。郵送をご希望の方はのちほど職員にお申し出いただければと思います。

また、次回の第3回選定委員会は、11月7日(土)を予定しており、 会場は今回と異なり総合福祉会館4階大研修室となっておりますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、総合福祉会館に一般駐車場がございませんので、お車でお越し になられる場合は、お手数ですが、市役所本館の公用車駐車場をご用意 していますので、こちらを使用くださいますようお願いいたします。

最後に、前回の委員会でお諮りしました現地施設の見学について、事前にご希望を伺っておりました委員の皆様に、本会議終了後、ご案内いたしますので、よろしくお願いします。以上でございます。

会長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって、第2回枚方市立総合福祉会館指定管理者選定委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 午後5時35分)